以前に与えられた承認の効力は令和八年三月三十一日から生ずるものとする。

（連結ベースの計算における生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数適用に係る適用日前の届出）

第四条　報告保険会社等は、令和八年三月三十一日前においても、連結ベースの計算に当たって、保険会社等（ただし、単体ベースの計算を行う会社に限る。以下この条において同じ。）に保険リスクに係る会社固有の係数採用社でない保険会社等が含まれる場合には、第八十条の規定により、当該保険会社等に生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法を適用しない理由が意図的に生命保険リスクの額を過小評価するものではない旨の届出をすることができる。

（損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数手法の適用日前の承認）

第五条　附則第三条の規定は、第八十五条第一項において準用する第六十七条第一項の規定による損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数手法に関する承認について準用する。この場合において、附則第三条中「生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社」とあるのは「損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数採用社」と、同条第一項中「第六十七条」とあるのは「第八十五条第一項において準用する第六十七条」と、「生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法」とあるのは「損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数手法」と、同条第二項中「第六十八条」とあるのは「第八十五条第一項において準用する第六十八条」と読み替えるものとする。

（連結ベースの計算における損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数適用に係る適用日前の届出）

第六条　附則第四条の規定は、第八十五条第二項において準用する第八十条の規定による連結ベースの計算における損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数適用に関する届出について準用する。この場合において、附則第四条中「第八十条」とあるのは「第八十五条第二項において準用する第八十条」と、「生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法」とあるのは「損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数手法」と、「生命保険リスクの額」とあるのは「損害保険リスクの額」と読み替えるものとする。

（金利リスクに係る内部割引率手法の適用日前の承認）

第七条　内部割引率手法採用社になろうとする報告保険会社等は、令和八年三月三十一日前においても、第百七条の規定により、金利リスクに係る内部割引率手法を採用することの承認の申請をすることができる。

２　金融庁長官は、令和八年三月三十一日前においても、内部割引率手法採用社になろうとする報告保険会社等が前項に定めるところにより承認の申請を行った場合には、第百八条の規定により承認を行うことができる。この場合において、令和八年三月三十一日以前に与えられた承認の効力は令和八年三月三十一日から生ずるものとする。

（内部モデル手法の適用日前の予備計算及び承認）

第八条　内部モデル手法採用社になろうとする報告保険会社等は、令和八年三月三十一日前においても、第百六十一条の規定により、ソルベンシー・マージン比率の予備的な計算の届出をし、ソルベンシー・マージン比率を予備的に計算し、中間予備計算報告書及び予備計算報告書の作成及び金融庁長官への提出を行い、第百六十条の規定により内部モデル手法を採用することの承認の申請をすることができる。

２　金融庁長官は、令和八年三月三十一日前においても、内部モデル手法採用社になろうとする報告保険会社等が前項に定めるところにより承認の申請を行った場合には、第百六十二条の規定により承認を行うことができる。この場合において、令和八年三月三十一日以前に与えられた承認の効力は令和八年三月三十一日から生ずるものとする。

３　令和十一年三月三十一日前に内部モデル手法採用社になろうとする報告保険会社等に対する第一項の規定に基づく第百六十一条の規定の適用については、同条第一項中「適用事業年度の三事業年度前の事業年度、二事業年度前の事業年度及び前事業年度の中間予備計算報告書」とあるのは「適用事業年度の三事業年度前の事業年度、二事業年度前の事業年度又は前事業年度のうち令和八年四月一日以降に開始する事業年度の中間予備計算報告書」と、同条第三項中「又は内部モデル手法の使用を開始しようとする日の九月前」とあるのは「、内部モデル手法の使用を開始しようとする日の九月前又は公布の日」と、「内部モデル手法の使用を開始しようとする日の九月前までに」とあるのは「内部モデル手法の使用を開始しようとする日の九月前又は公布の日のうちいずれか遅い日までに」と、同条第四項中「適用事業年度の二事業年度前の事業年度及び前事業年度並びに適用事業年度の中間予備計算報告書」とあるのは「適用事業年度の二事業年度前の事業年度若しくは前事業年度又は適用事業年度のうち令和八年四月一日以降に開始する事業年度の中間予備計算報告書」とする。

（子会社株式に係る特例手法に係る適用日前の届出）

第九条　報告保険会社等は、令和八年三月三十一日前においても、第百七十三条の規定により、同条の規定を適用する旨の届出をすることができる。

（子会社化直後の特例手法延長の適用日前の承認）

第十条　報告保険会社等は、令和八年三月三十一日前においても、第百七十七条の規定により、基準日以前三年内に連結貸借対照表（連結の範囲等調整後）において連結の範囲に含まれることとなった第七条第二項に規定する保険事業に該当する外国の子会社等に係る計算に関して、子会社化直後の特例手法を適用することの承認の申請をすることができる。

２　金融庁長官は、令和八年三月三十一日前においても、報告保険会社等が前項に定めるところにより承認の申請を行った場合には、第百七十七条の規定により承認を行うことができる。この場合に